

株式会社阿波銀行

2025年12月26日

「あわぎんグリーン定期預金」フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：税所さやか

格付投資情報センター(R&I)は阿波銀行の「あわぎんグリーン定期預金」フレームワーク(2025年12月策定)が、以下の原則の趣旨に準じるものであることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)

■資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電、蓄電池(容量市場、卸電力事業、需給調整市場等の電力市場を活用して電力事業を行う、蓄電池事業に対する融資)
エネルギー効率	以下の評価を得た新たな建物の建設、購入または既存建物の修繕 · ZEH: ZEH Oriented 以上 · ZEH-M: ZEH-M Oriented 以上 · ZEB: ZEB Oriented 以上 · LCCM: 一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター等第三者機関が発行したLCCM 住宅認定書を取得しているもの

■オピニオンの位置付け

グリーンボンド原則は預金商品を想定して策定されたものではないため、同原則への適合性評価をグリーン預金フレームワークではできない。一方、預金の受け入れはグリーンボンド発行による資金調達に相当するという整理の下、本フレームワークはグリーンボンド原則の各要素「調達資金の使途」「プロジェクトの評価と選定のプロセス」「調達資金の管理」「レポートティング」で求められる特徴を持つと確認できた。したがってR&Iは本フレームワークがグリーンボンド原則の趣旨に準じるものであると判断した。

1. 阿波銀行の概要

- ・ 阿波銀行は徳島市に本店を置く地方銀行。1896 年に設立し、徳島県内の 83 店舗を含む 105 店舗を展開する。預金量は 3.4 兆円(2025 年 3 月現在)。「目先の短期的な利益を求めるのではなく、世代を超えた息の長い取引を継続し、お客さまの永続的な発展に寄与していく」という「永代取引」を伝統的営業方針として実践し、地域社会のサステナビリティ向上に向けた取り組みを推進している。
- ・ 地域のサステナビリティを高めることを経営の根幹と位置づけ、2023 年 4 月から開始している経営計画「Growing beyond 130th」の骨子のひとつとして「持続可能な地域社会への取組み」を掲げた。経営計画を確実に遂行するために存在意義(パーカス)「永代取引によるお客さま感動満足の創造と豊かな地域社会の実現」を 2023 年に制定、2025 年 6 月に「地方創生推進部」と「サステナビリティ推進課」を新設し、地域のサステナビリティを一体となって推進している。
- ・ SDGs の理念や趣旨に賛同し、金融業務および地域貢献活動等を通じて SDGs の達成に貢献していくために 2019 年に「あわぎん SDGs 取組方針」を制定している。

■あわぎん SDGs 取組方針

阿波銀行は持続可能な開発目標「SDGs」に賛同し、その目標達成に向け、社会の一員として主体的に取組んでまいります。

1. 地域経済発展と産業振興への取組み

当行の伝統的営業方針「永代取引」の実践による幅広い金融サービスの提供により、地域経済の発展と産業振興に貢献し、お客さまと地域の永続的な発展をめざします。

2. 魅力のある持続可能な地域社会の実現

さまざまな社会貢献活動や環境保護活動等の取組みを通じ、地域のすべての人々が安心して生活できる持続可能な社会の実現をめざします。

- ・ 環境問題の課題解決や環境保護に向けた基本方針として 2009 年に「環境方針」「あわぎん ECO プロジェクト」を定め、河川・森林保護、省エネ設備への変更、再生可能エネルギーの導入を推進してきた。
- ・ 気候変動対応を重要課題と位置づける。2021 年に「あわぎん ECO プロジェクト」の「アクションプラン」において 2050 年 CO₂ 排出実質ゼロの削減目標を策定した。同年「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」に賛同表明し、気候変動に関するリスクおよび機会の特定、経営戦略に反映する体制を整え、サステナビリティ開示の充実と取引先企業へのエンゲージメント強化を図っている。

■環境方針

阿波銀行は、地球環境保護への取組みを社会的責任であると位置づけ、次世代に引き継ぐ豊かな自然を維持・改善するとともに継続的な地域社会の発展に貢献してまいります。

環境関連法規等の遵守

- ・環境に関連する法律およびその他要求事項を遵守します。

目標の設定と継続的な改善

- ・具体的な環境目標を設定し、計画的に取組むとともに、その効果の定期的な検証を実施することで継続的な改善に努めます。

銀行業務を通じた環境保護活動の支援

- ・銀行業務を通じ、環境保護に寄与する金融商品・サービスの提供により、お客様の環境保護へ向けた取組みを支援します。

環境保護活動への参加

- ・地域の環境保護活動に積極的に参加するとともに、関係団体等を通じた助成を含め、地域社会の環境保護に努めます。

環境保護活動の啓発

- ・わたしたち役職員一人ひとりがこの環境方針を理解し、環境方針に沿った行動を実践するべく啓発活動を推進します。

- ・以下の投融資方針を定め、環境や地域社会が抱える課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努める。

■あわぎん ESG 投融資方針

阿波銀行は、伝統的営業方針である「永代取引」の理念のもと、本方針に基づいた投融資を通じて、環境や地域社会が抱える課題の解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。

1. 積極的に支援する事業

- (1) 地域の産業振興と持続的な発展に寄与する事業
- (2) 環境保全や環境負荷軽減に寄与する事業
- (3) 健康で豊かな人生 100 年時代に寄与する事業
- (4) 社会のインフラの維持・発展や地域の防災・減災に寄与する事業

2. 支援を回避する事業

- (1) 石炭火力発電事業

石炭火力発電の新規建設事業に対する投融資は原則行いません。

ただし、国際的ガイドライン（※）や当該国のエネルギー政策等に則り、環境への影響や発電効率等を考慮した厳格な基準を満たす事業については、慎重に検討します。

- (2) 兵器製造関連事業

核兵器・生物化学兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾など、非人道的兵器の開発・製造等を行う事業には投融資を行いません。

- (3) 人権侵害や環境破壊等につながる事業

人権保護や資源保全の観点から、違法労働や違法伐採の可能性が高い事業には投融資を行いません。

※OECD 公的輸出信用アレンジメント等

- ・ ファイナンスを通じた顧客のサステナビリティへの取組みを支援することを目的に、以下 ESG 投融資目標残高を定めている。今般開始する「グリーン預金」は、目標達成に向けて取り組む施策の一環である。

■投融資目標残高

【ESG 投融資目標残高】

2025 年度 2,000 億円

2027 年度 3,000 億円

【ESG 投融資実績】

2024 年度 1,343 億円 (うち環境分野 578 億円)

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- ・ 本グリーン預金による調達相当額は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアを満たすプロジェクトの新規及び既存融資に充当される。調達資金の全部または一部を既存の融資案件に充当する場合、適格プロジェクトの環境改善効果が継続しているかを確認し、遡って 5 年以内に実行された融資案件を対象とする。資金使途は、グリーンボンド原則で例示されている事業区分「再生可能エネルギー」「エネルギー効率」に該当する。

■グリーン預金の概要

通貨 :	円
募集対象 :	法人
最低預入額 :	1,000 万円
預入期間 :	1 年
適用利率 :	大口定期預金金利

(2) 環境改善効果

- ・ 適格クライテリアは再生可能エネルギー及びエネルギー効率に関する事業である。適格プロジェクトへの融資は CO2 排出量の削減をもたらすと見込まれる。
- ・ 太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電(持続可能な原料または廃棄物由来のものに限る)、小規模水力発電は、全て再生可能エネルギーによる発電である。

- 蓄電池事業は電力系統や再生可能エネルギー発電所などに接続する蓄電池で、電力系統につないで利用される。電力が余った時には蓄電し、電力が不足した時には放電することで、系統電力の安定化を図ることができる。再生可能エネルギーの出力制御量や出力制御時間を低減することができ、再エネの促進につながるとともに、火力発電による調整を削減することが可能となるため、CO2排出量の削減が期待できる。
- ZEHは外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
- LCCM(ライフサイクル・カーボン・マイナス)住宅は住宅の建設から廃棄までライフサイクル全体を通じて CO2 排出量をマイナスにする住宅である。

<SDGsへの貢献>

- 本グリーン預金から充当される適格プロジェクトは「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- 本グリーン預金の環境面での目標は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- 適格クライテリアは銀行が策定した「環境方針」「あわぎん SDGs 取組方針」「あわぎん ESG 投融資方針」に整合するものとして設定されている。具体的な適格基準は本オピニオン 1 ページに記載の適格クライテリアの通り。

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 適格クライテリアの設定および阿波銀行の各方針との整合性の確認は、経営統括部で確認した。
- 充当対象となるプロジェクトは、経営統括部が適格性を確認して選定される。選定結果を踏まえた適格プロジェクトの集計、残高管理は営業推進部が行う。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- 充当対象となるプロジェクトは全て審査部が融資審査の過程において環境・社会的リスクを評価し、必要に応じて現地調査や法令・条例の順守状況を確認し、融資の可否判断を済ませたものであり、経営統括部がグリーンプロジェクトの適格性を判断する。プロジェクトによって生じるネガティブ・インパクトを軽減・回避するための対応がとられている。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 調達資金の充当管理は営業推進部が行う。本グリーン預金による調達資金総額、使途への充当済資金、未充当資金は、電子ファイルにて管理する。
- ・ 全ての調達資金が充当されるまでの間は、未充当額と充当額の合計が調達資金全額と整合するように管理し、これらの確認は本グリーン預金から対象使途への資金充当があった都度実施する。全てのグリーン預金による調達資金が充当された後は、調達資金額が調達資金から使途へ充当された累計額と一致するよう、また、使途へ充当された累計額が預金資金額を上回るように管理する。
- ・ 未充当金が発生した場合には、現金または現金同等物等で運用される。

5. レポートティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポートティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ レポートティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン預金残高 ・ 充当したプロジェクトの内容と融資残高 ・ 未充当金額 	グリーン預金残高が存在する間、年に1回以上	阿波銀行のウェブサイト
環境改善効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 排出削減(見込)効果(t-CO2) ・ 建物における取得した認証と棟数 	グリーン預金残高が存在する間、年に1回以上	

- ・ 大きな状況の変化があった場合、適時開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ 環境改善効果は、環境面の目標である「気候変動の緩和」に整合する定量指標としてCO2排出削減(見込)量で示される。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものではありません。R&Iはセカンドオピニオンを行ふに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものではありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行ふに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・默示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>)に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>)に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び個人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。